

特定非営利活動法人 しぜん教育研究学園 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 しぜん教育研究学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は館林市成島町1446番地2に置く。

(目的)

第3条 この法人は、私たちの地域における児童及び青少年の育成活動の発展をめざし、また幅広く地域や分野を越えた育成活動を図り、児童及び生徒や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術またはスポーツの振興をはかる活動
- (2) こどもの健全育成をはかる活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達するため特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 青少年の野外活動支援事業
- ② 学童保育所の設置及び運営事業
- ③ 学習活動の支援事業
- ④ その他青少年育成活動事業

第2章 会員

第6条 この法人の会員は次の2種とし正会員を持って特定非営利活動促進法(以下法)という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同した個人または団体で入会金及び会費を納めたものとする。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同した個人または団体で一口1000円以上の賛助

会費を納めたものとする。

(入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 社会奉仕活動に意欲があること
- (2) 品行方正であること

2 会員として入会しようとするものは、理事長が理事会の承認を得て別に定める入会申込書により理事長に申し込むとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格損失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は総会の議決により当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費、その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 当法人に次の役員を置く

- (1) 理事3名
- (2) 監事1名

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事および監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちそれぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びに配偶者及び三親等以内の親族が役員_の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 監事は理事またはこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故ある時また理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査する。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会または所轄長に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について理事に意見を述べまたは理事会の召集を請求すること。

(任期)

第16条 役員_の任期は2年とする。ただし補欠または増員により選任された役員は前任者または現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第 17 条 理事また監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することが出来る。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることが出来る。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数は役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他の職員をおく。

- 2 職員は理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員を持って構成する。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金をのぞく。第 53 条においておなじ。）その他新しい義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合開催する

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が召集するとき

（召集）

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合をのぞき理事長が召集する。

- 2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも開催の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

（定員数）

第 27 条 総会は正会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決事項）

第 28 条 総会における議決事項は第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決）

第 29 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正社員は、第27条、前条及び次条第1項及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の 2 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第 38 条 理事会における決議事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第 39 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する

(理事の表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
い。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記す
ること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押
印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種類とする。

(財産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理
事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 46 条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種類とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 49 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない

(解散)

第 55 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 項の決議を行うときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときには、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の処分)

第 56 条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の入会金及び会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額と

する。

(1)入会金 1000 円

(2)年会費 1000 円

3. この法人の設立当初の役員は第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず別表の通りとする、その任期は第 16 条第 1 項の規定に関わらず平成 14 年 5 月 31 日までとする

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 47 条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。

5. この法人の設立初年度の事業年度は、第 52 条の規定に関わらず設立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

別表

役職名	氏名	備考
理事	高橋 弘明	理事長
理事	梶山 正利	副理事長
理事	南 榮	
監事	綿引 光世	

附則

平成 22 年 2 月 10 日一部変更(第 5 条 第 43 条 第 46 条関係)

平成 28 年 12 月 5 日一部変更 (第 23 条 第 28 条 第 31 条 第 42 条 第 47 条 第 48 条 第 49 条 第 51 条 第 54 条 第 56 条関係)

これは、当法人の定款である。

群馬県館林市成島町 1446 番地 2

特定非営利活動法人 藤野教育研究学園

理事 高橋弘明

